

2015年(平成27年)

1月25日

No.360

毎月2回10日/25日発行

リサイクルの通信

The Reuse Business Journal

to recycle shop

遺品整理士

Vol. 6

真心で故人と向き合う――。

被災地に不法投棄されるゴミ



遺品整理の現場には、大変多くのリサイクル品が出てきます。

そのため最近では、遺品整理業者の中にもリサイクルをサービスとして取り入れているケースが大変多くなっておりま

す。ただし、残念な事態もその中で発生しています。遺品整理時に発生したリサイクル品と処分品を一緒に運搬し、さらには処分費用を頂きながら処分場へ運搬せず不法投棄する業者も増加しているのです。

止まらない震災被災地への不法投棄 基金創立。寄付で撲滅協力を

リサイクル品と処分品を一緒に運搬すること自体が違法になりますし、不法投棄をすることも違法となります。

この事を理解していても、利益を求めて違法行為を行う業者が少なくありません。

東日本大震災から3年が経とうとしておりますが、いまだに遺品整理で発生した廃棄物を瓦礫置き場に不法投棄をする業者が後を絶ちません。

遺品整理士認定協会では、昨年より『東北被災地不法投棄撲滅ひまわり基金』を創設し、遺品整理士の方々に、寄付を募っております。

この度、昨年末に本基金で集められた寄付金を被災地である石巻市の廃棄物対策課へ寄付致しました。

遺品整理士の方々の心温まるご協力のおかげで、寄付金の受け入れをしていただきました宮城県石巻市長より、感謝のお手紙をいただくことも出来ました。

協会では、今後も不法投棄が続く限り、不法投棄撲滅への活動に寄付という形で協力させていただきたいと考えております。

「不法投棄撲滅ひまわり基金」にご寄付いただきましたお金は、全額、廃材や不用品などをはじめとした不法投棄に対する撲滅の活動に役立てられます。

遺品整理業界だけではなく、リサイクル業界でも不法投棄撲滅にご協力を賜りますようお願い致します。

遺品整理業界では異業種の新規参入に伴い、不法投棄以外にも様々なトラブルが増加しております。高額請求やリサイクルと偽り無許可で運搬するなど、トラブルや苦情が協会や国民生活センターに寄せられております。

今後、遺品整理の需要が急増するのに比例してトラブルや苦情も増加し、メディアや新聞などで取り上げられることになってしまうことでしょうか。法規制に則った対応、ご遺族への配慮を行うことで他社との差別化になると考えております。

今回は、遺品整理を始める上で、必要なことなど具体的事例も交えながら詳しく解説していきたいと思っております。



遺品整理士たちで寄付金を募った

一般社団法人 遺品整理士認定協会 理事長

木村 榮治 Eiji Kimura

孤立死やひきこもり、不登校問題など、様々な社会問題に対し、活動を行い、自身の父の死を機に、遺品整理業に関心を持つ。故人の生きた証を大切にす業者の育成と、法整備されていない遺品整理業界の健全化に向け、「遺品整理士」資格の創設を決意し、現在の活動に至る。



木村 榮治氏